

社会福祉法人鳥取県共同募金会
南部町共同募金委員会 助成基準

1. 審査基準

(1) 助成対象事業

項目	事業分類	摘要
A	高齢者、障がい児（者）、乳幼児、児童、青少年等の生活環境を整備する事業	
B	高齢者、障がい児（者）、乳幼児、児童、青少年等の身体及び精神機能の向上、保持、回復を図る事業	
C	高齢者の生きがい増進事業	
D	障がい児（者）の社会参加促進事業	
E	乳幼児、児童、青少年の健全育成につながる事業及び社会活動を推進する事業	
F	ボランティア活動の促進事業	
G	住民に直接サービスや物品を提供する事業	
H	小地域福祉活動を推進する事業	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地区民が地域に関心を持ち、日常生活における課題や福祉問題に気付き、それを共有化できる活動とする。 ・ 課題に対しての学習活動や啓発活動を通じて住民が連携し、支え合いや福祉活動に取り組む事業とする。
I	民間社会福祉施設が実施する事業	<ul style="list-style-type: none"> ・ 施設機能の充実強化や利用者の処遇を向上を図るために行うソフト事業だけでなく、施設・設備・備品等の整備を行う事業も対象とする。
J	福祉等の活動を目的とする団体の育成、支援事業	
K	交流やふれあいを通じて住みやすい地域づくりにつながる事業	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域づくりは産業・文化・スポーツ・教育・環境・医療などあらゆる分野から取り組むことができるが、あくまでも住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるための住みやすい福祉のまちづくり・地域づくりにつながる事業とする。

(2) 対象経費

項目	助成対象経費具体例	留意点・基準等
消耗品費	<ul style="list-style-type: none"> ○ 助成事業に直接要する消耗品の購入に必要な経費。 ○ 消耗品とは、単価が 10,000 円に満たないもの。 ○ 飲食に係る経費は対象外とするが、「調理体験や食の支援等」それを実施することで事業の主目的が達成され、かつ助成基準に該当する場合はその限りではない。 但し、その場合も原材料費のみを対象とする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業に必要な予算として過剰、または団体の運営経費としてみなされるものは対象外とする。 ・ 単価が 10,000 円以上の物品は備品購入費として計上することとする。 ・ 参加者への景品やプレゼントは対象外とする。
印刷費	<ul style="list-style-type: none"> ○ チラシ、ポスター、報告書等の印刷に要する経費 ○ 助成事業の実施に要したコピー代 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 領収書が取れないコピー代は対象外とする。
通信運搬費	<ul style="list-style-type: none"> ○ 郵送料（ハガキ、切手代） ○ 送料 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業に直接関わらないものは対象外とする。 ・ 電話料金は対象外とする。
使用料及び賃借料	<ul style="list-style-type: none"> ○ 事業で使用する施設使用料等 ○ 物品、器具の借上げ料 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 参加者入場料、観覧料、宿泊施設利用料は対象外とする。 ・ 定例会で使用する施設使用料は除く。
損害保険料	<ul style="list-style-type: none"> ○ 助成事業のためだけに加入する賠償責任保険料や損害保険料 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保険の契約期間は助成事業実施期間内とすること
旅費	<ul style="list-style-type: none"> ○ 講師、指導者、補助者に係る交通費、宿泊費など ○ その他事業実施に必要な旅費 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 食費は対象外とする。 ・ 主催者、参加者の宿泊費は対象外とする。 ・ 旅費は公共交通機関の料金に基づき算出する。
燃料費	<ul style="list-style-type: none"> ○ 助成事業に必要なガソリン代等 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 草刈り機、運搬車両、送迎車両の燃料代等
報償費	<ul style="list-style-type: none"> ○ 講師、指導者に対する謝金 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 主催関係者への謝金は対象外とする。 ・ 地域内に適任者がいれば優先的に活用すること。

備品購入費	○ 事業に直接必要な備品の購入	<ul style="list-style-type: none"> ・ 備品の購入のみが目的で、それによる事業に対しての効果が期待できないものは対象外とする。 ・ 単価が1万円以上のものを備品とみなす。 ・ 申請時に添付書類として見積書またはカタログが必要。
雑費	○ 上記に該当しない経費	

(3) 基準額

助成に関わる各経費の基準額は別紙の通りとする。但し、別紙に定めのない事項については物価等を考慮して判断するものとする。

付則

この助成基準は平成 23 年 8 月 1 日から施行する。

この助成基準は平成 25 年 10 月 1 日から施行する。

この助成基準は平成 27 年 12 月 4 日から施行する。

【2022年5月現在】

【消耗品単価】

コピー用紙	450 円 (500 枚)	ユニフォーム	1,650 円～2,500 円
ペットボトル飲料	100 円 (1 本)		
藁	310 円 (1 kg)	草刈り機用チップソー	1,100 円 (1 枚)
もち米	600 円 (1 kg)	花の苗	100 円 (1 ポット)

【使用料及び賃借料】

ガスコンロ	1,300 円 (1 台)
ガスボンベ	6,000 円 (5 kg)

【燃料費】

車両の燃料代	10 km/lとして、申請時の市場単価で移動距離により算出する。
その他燃料代	申請時の市場単価で算出する。

※基準額に関してはあくまでも審査の目安であり、同金額による助成を保証するものではない。

※単価基準は申請時の市場単価により変更するものとする。